

令和5年5月2日

保護者等の皆様

武庫川女子大学附属中学校・高等学校

校長 世良田 重人

新型コロナウイルス感染症への対応について（その29）

感染症法上の5類移行に伴う手続き等の変更について

標記の件について、国の関係機関から、5月8日に移行する旨の通知がありました。
これに伴い、新型コロナウイルス感染症への対応は、下記の通りの取扱いに変更します。

記

1 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間は次のとおりです。

- ① 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。
- ② 無症状の感染者の場合は、検体を採取した日から五日を経過するまで。

2 感染に伴う出席停止の手続き

医療機関を受診し、医師の診断を受けてください。その際、医師等に「学校感染症報告書（本校所定の様式で、本校HPからダウンロードできます。）」に診断内容を記載してもらったものを学校に提出してください。

3 注意事項

- ① 5類移行に伴い、「濃厚接触者」に関する取扱いはなくなります。従って、出席停止は、生徒本人が感染した場合のみになります。

なお、特別な事情がある場合は、担任を通してご相談ください。

- ② マスクについては、4月1日以降学校教育活動に当たってマスクの着用を求めないことを基本とする、ということに変更はありません。（教職員が教室内で授業を行う際マスク等を着用することを基本とした対応は終了します。）

なお、これまで同様、換気を十分に行い、対面形式となるグループワーク等や、合唱等の演奏時には、換気に加えて生徒間の距離や向きに注意をしていきます。

学校感染症報告書

学校における感染症予防のため、学校保健安全法で定められた感染症に罹患した場合は、出席停止となりますので、下記にご記入くださいますようお願い申し上げます。

記入日 年 月 日

中・高 年 組 番 名前

1. 感染症名（該当欄に○印を付けてください。）

	感染症名	出席停止期間
第一種感染症 感染症名【】	治癒するまで	
第二種感染症	新型コロナウイルス感染症	発症から5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症から5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで ※鳥インフルエンザ(H5N1)および新型インフルエンザなどの感染症を除く
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髓膜炎菌性髓膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
※	第三種感染症（該当の病名を○で囲んでください。） • 腸管出血性大腸菌感染症 • コレラ • 腸チフス • 流行性角結膜炎 • ウィルス性肝炎 • 手足口病 • ヘルパンギーナ • 感染性胃腸炎 その他の感染症【】	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

2. 出席停止期間 年 月 日から 年 月 日まで

医療機関名	年	月	日
保護者名	印		

※この用紙は担任へ提出してください。

担任	保健室